

見解書

都市高速鉄道東京臨海新交通臨海線(新橋～竹芝ふ頭間)
及び都市計画道路補助313号線建設事業

平成元年11月

東京都
東京臨海新交通株式会社

第1章 総括

1-1 事業者等の名称及び住所

1-1-1 事業者

(1) 都市高速鉄道東京臨海新交通臨海線の新設事業

名 称：東京都

代表者：東京都知事 鈴木俊一

住 所：東京都千代田区丸の内三丁目 5番 1号

名 称：東京臨海新交通株式会社

代表者：代表取締役社長 鈴木俊一

住 所：東京都港区芝大門一丁目3番7号

(2) 道路の新設事業（都市計画を定める者：当該事業を実施する者が別途定まる迄の間）

名 称：東京都知事 鈴木俊一

住 所：東京都千代田区丸の内三丁目 5番 1号

1-1-2 都市計画を定める者

名 称：東京都知事 鈴木俊一

住 所：東京都千代田区丸の内三丁目 5番 1号

1-2 対象事業の名称

1-2-1 事業の名称

都市高速鉄道東京臨海新交通臨海線（新橋～竹芝ふ頭間）及び都市計画道路
補助 313号線建設事業

1-2-2 対象事業の種類

軌道の新設及び道路の新設

1-3 対象事業の内容の概略

都市高速鉄道東京臨海新交通臨海線（以下「東京臨海新交通臨海線」という。）は、図-1.3.1に示す港区新橋二丁目を起点とし、東京港10号その1埋立地に建設を予定している国際展示場駅までの間、全線約12.2kmの建設を予定している。このうち、港区海岸一丁目の竹芝ふ頭駅から国際展示場駅間約10.5kmについては、環境影響評価手続を終え、都市計画決定済みの路線（以下「新交通既決定路線」という。）であり、今回の計画は、JR新橋駅から竹芝ふ頭駅までの約1.7kmの路線（以下「新交通計画路線」という。）を新設するものである。

また、これとともに、港区東新橋一丁目を起点として同区海岸一丁目を終点とする延長約1.2kmの都市計画道路補助線街路第313号線（以下「計画道路」という。）を建設するものである。

表-1.3.1 都市高速鉄道及び都市計画道路の計画概要

区分	項目	計画内容
都市高速鉄道	名称	東京臨海新交通臨海線
	区间	(起点) 港区新橋二丁目 (終点) 港区海岸一丁目
	延長	約1.7km
	形式	ガイドウェイ・中量軌道輸送システム
	単線・複線の別	複線
	運転速度	表定速度約30km/時
	工事期間	平成2~5年度
	供用予定	平成5年度末
	主要施設	都市高速鉄道東京臨海新交通臨海線 軌道、2駅
都市計画道路	名称	補助313号線
	区间	(起点) 港区東新橋一丁目 (終点) 港区海岸一丁目
	延長・幅員	延長約1.2km、道路幅員約30~40m
	道路規格	第4種第1級
	車線数	往復4車線
	設計速度	60km/時
	工事期間	平成4~6年度
	供用予定	平成6年度末

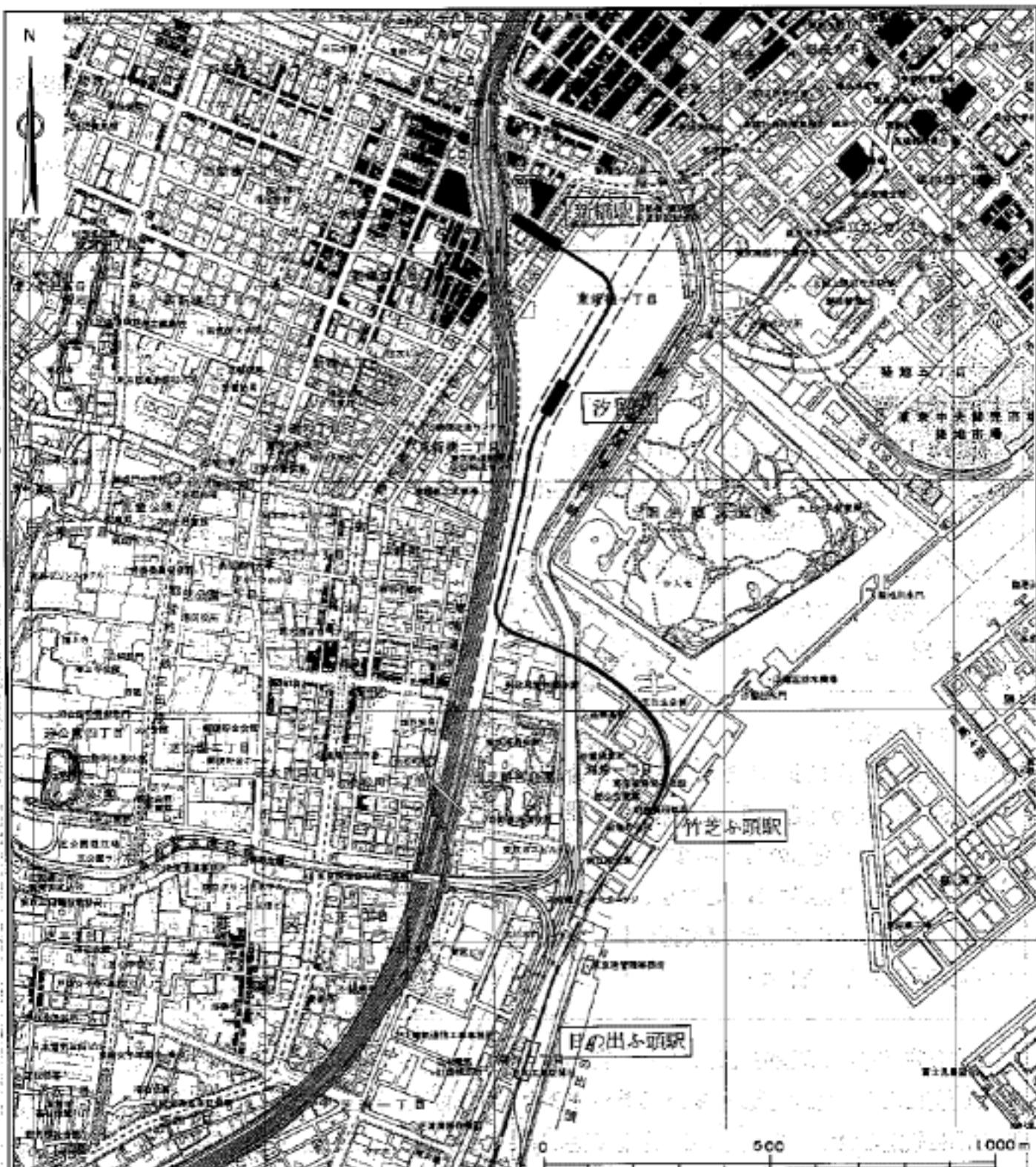
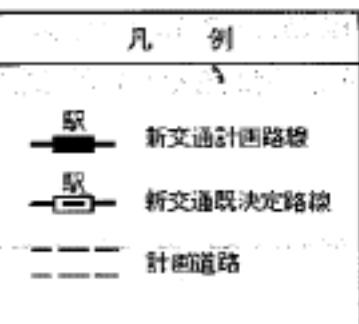


図-1.3.1 東京臨海新交通臨海線及び
計画道路位置図



「この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の1万分の1地形図を複製したものである。 (承認番号) 平元開補、第384号」

意見の要旨	見解
<p>[7] その他</p> <p>①新交通計画路線について現在の計画を変更し、竹芝桜橋と並行に北東進し、浜離宮に沿って汐留に向かって頂きたい。</p>	<p>①汐留川沿いのルートについては、浜離宮恩賜庭園が国指定の特別名勝及び特別史跡に指定されています。汐留川では、文化財保護法に基づき保護区域が設定されており、区域外については現在下水道ポンプ場の建設がすすめられています。したがって、新交通の構造物を設置する余地は残されておりません。このため、臨港鉄道跡地と道路用地の有効利用を図る現計画案が最適と考えております。</p>
<p>②JR浜松町駅北口の横断歩道と既存道路の北側道路の横断歩道は、浜松町一丁目や芝大門付近にあるオフィスへの歩行者や芝神明小学校への通学路にあたるので、安全のために立体交叉・他の施設によって安全確保に万全を期してもらいたい。更に近年浜松町駅の利用者も急増しており、歩行者の道路横断をスムーズにするため、格別の配慮を要望する。</p>	<p>②事業に伴う横断歩道の設置等については、区等関係機関と協議し、また地域住民の協力を得ながら、通学路としての重要性や歩行者の増加傾向等の状況を踏まえ、学童等の交通安全に万全を期してまいります。</p>
<p>③本計画事業の実施にあたっては、周辺住民の生活環境に支障のないよう配慮するとともに、周辺住民への周知徹底を図り、要望・意見を十分反映されたい。</p>	<p>③事業実施においては、地元説明会を開催することなどにより周辺住民の理解と協力を得られるように努め、生活環境に支障のないように配慮いたします。</p>

第2章 対象事業の目的及び内容

2-1 事業の目的

東京都は、21世紀に向けて東京をより住み良い活力に満ちた都市にするため、一点集中型といわれる都市構造を是正し、業務機能の都心部への過度な集中の抑制とその分散を目指している。その一環として都心に近い臨海部の東京港13号埋立地、10号埋立地及び有明地区において国際化・情報化に対応し、ゆとりとうるおいのある未来型の臨海副都心の育成を図っている。

また、都心地域においても、国際化、情報化に対応した新たな都市整備が求められており、都心部に隣接した汐留貨物駅敷跡地（以下「汐留地区」という。：約22ha）を中心とする地区が、居住空間の確保に配慮しつつ、業務機能等の計画的整備をはかるうえで重要な役割を果たすことが期待されている。

これらの都市整備を進めるためには、交通網の整備が不可欠であり、特に既成市街地と当該地区を直結する公共交通を導入する必要がある。東京都は現在、新交通既決定路線を平成5年度の完成を目標に事業を推進しているところであり、今回の新交通計画路線を延伸すれば、新橋駅と臨海副都心を結ぶ、経済的で安全性・定時性を確保できる交通サービスを提供することができる。

さらに、汐留地区再開発の地域内の都市基盤整備の一環として、新交通計画路線と併設する計画道路を整備するものである。

2-2 事業の内容

新交通計画路線は、新橋駅を起点とし、都市計画道路幹線街路放射19号線（以下「放射19号線」という。）（既設）を高架で横断し、汐留地区を通り、さらに都市高速道路第1号線（以下「高速1号線」という。）の上を通り、竹芝ふ頭に至る約1.7kmの区間の計画である。なお、新交通計画路線は竹芝ふ頭駅において新交通既決定路線に接続する。また、計画道路は、汐留地区の南北を結ぶ幹線街路であり、新交通計画路線の関連街路となる。

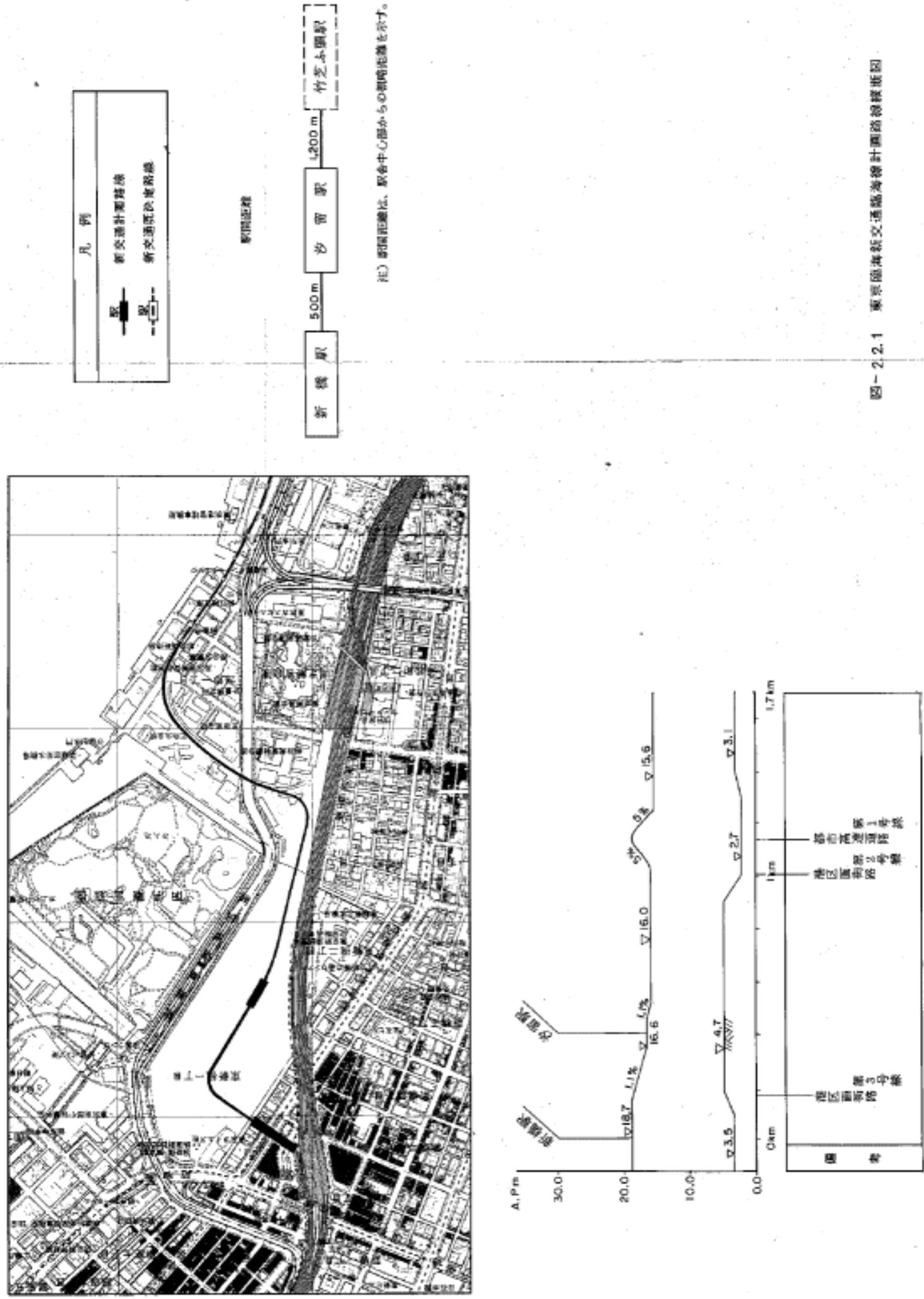
表-2.2.1 事業計画の内容（新交通計画路線）

項目	計画内容				
路線	東京都港区新橋二丁目（JR新橋駅近辺）を起点とし、同区海岸一丁目（竹芝ふ頭駅）を終点とする延長約1.7kmの路線				
主要施設	軌道	複線（高架構造） 軌道中心間隔（標準）3.75m			
	駅（仮称）	港区 2駅	新橋駅（港区新橋二丁目、東新橋一丁目） 汐留駅（港区東新橋一丁目）		
車両	形式	ガイドウェイ・中量軌道輸送システム			
	輸送能力	片側 約19,000人／時			
	列車編成	6両編成、全長54m（9m／両）			
	動力	交流 600V			
運転速度	最高速度60km／時、表定速度約30km／時				
工事期間	平成2～平成5年度				
開業予定	平成5年度末				

表-2.2.2 事業計画の内容（計画道路）

項目	計画内容
名称	補助313号線
区間	（起点）港区東新橋一丁目 （終点）港区海岸一丁目
延長	約1.2km
道路規格	第4種第1級
車線数	往復4車線
設計速度	60km／時
計画日交通量	平成7年、約33,900～40,500台／日
幅員	30m～40m
工事期間	平成4～6年度
供用予定	平成6年度末

図-2.2.1 東京臨海新交通臨海線計画道路接続図



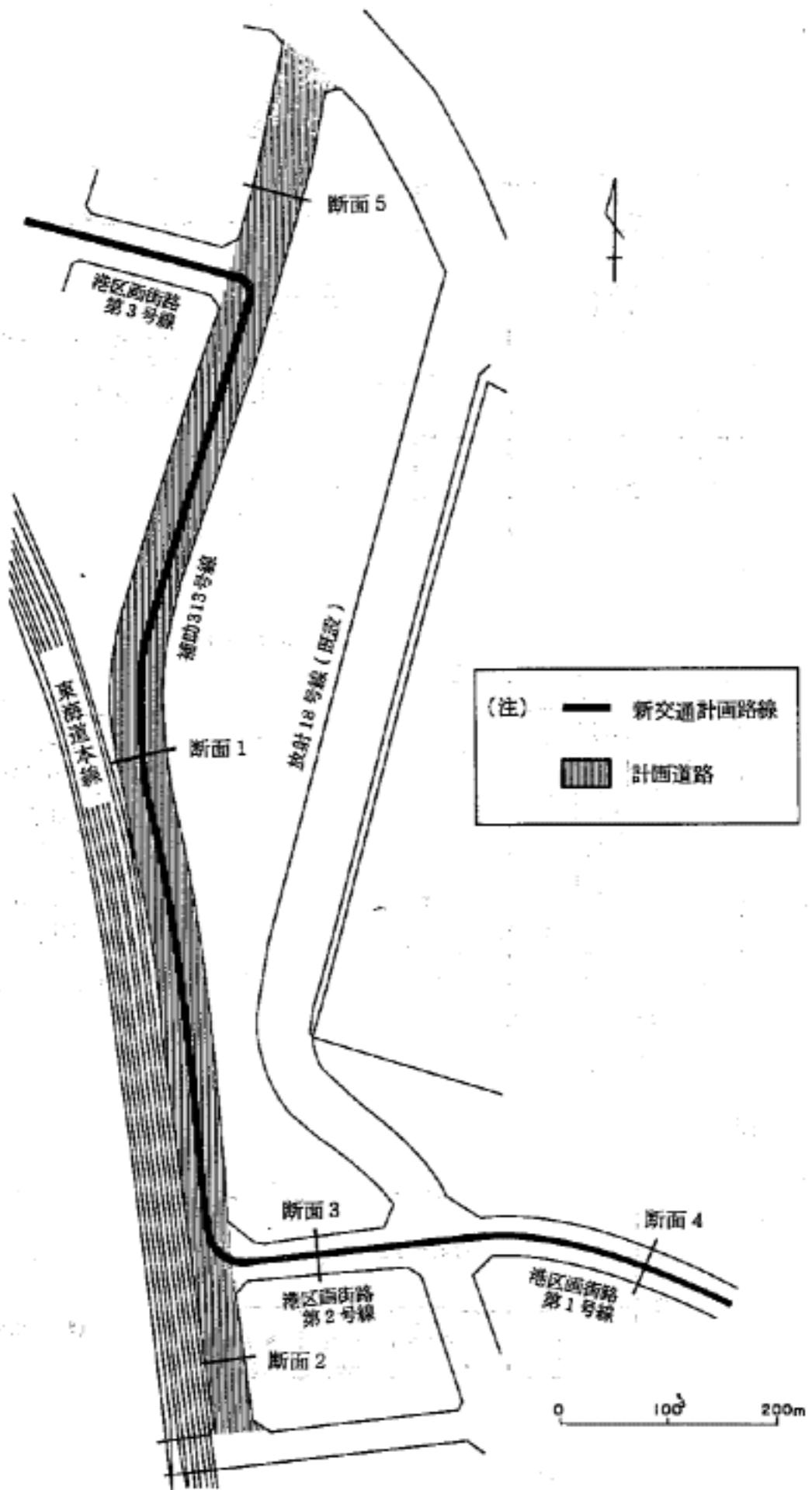


図-2.2.2 断面位置図